議案第10号

富津市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について 富津市行政組織条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。 平成29年2月24日提出

富津市長 高橋恭市

提案理由

行政組織の改編に伴い、部の所掌事務の規定を整備するため、条例の一部を改正 するものである。 富津市行政組織条例の一部を改正する条例

富津市行政組織条例(昭和46年富津市条例第10号)の一部を次のように改正する。 第2条第1号中キを削り、カをキとし、オの次に次のように加える。

- カ 交通安全に関すること。
- 第2条第1号中ソをタとし、セの次に次のように加える。
 - ソ情報システムに関すること。
- 第2条第2号アからクまでを次のように改める。
 - ア 戸籍及び住民基本台帳に関すること。
 - イ国民年金に関すること。
 - ウ市民活動に関すること。
 - エ税に関すること。
 - オ 公害対策に関すること。
 - カ 自然保護及び環境保全に関すること。
 - キ 環境衛生に関すること。
- 第2条第4号アからシまでを次のように改める。
 - ア都市計画に関すること。
 - イ 公園に関すること。
 - ウ 国土調査に関すること。
 - エ 公営住宅に関すること。
 - オ建築に関すること。
 - カ 道路、橋りょう、河川及び港湾に関すること。
 - キ 労働に関すること。
 - ク 商工観光に関すること。
 - ケ農林水産業に関すること。

附則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。